

会計上の見積り測定値と監査： 監査人と監査役等との連携実務から

Audit of Accounting Estimation Measurements: Cases of cooperation
between independent and company auditor or audit committee

篠藤 涼子

Ryoko Shinoto

Abstract *In this paper, we aim to analyze how fraudulent accounting using accounting estimation was overlooked and the way it was actually handled by independent auditors in conjunction with the company auditor or audit committee.*

Our goal is ultimately, to generate practical recommendations on how to reinforce frameworks, so as to avoid similar fraudulent schemes in the future.

As such, we concluded that, in paradoxical manner, the cooperation between the audit committee or company audit, having in-depth understanding of a company's internal workings and their importance, and independent auditors, having the financial expertise to report on that derived audit risk information, leads to sensible audit system, particularly to ensure reasonability in accounting estimation.

キーワード：会計上の見積り、事例分析、連携、監査人、監査役・監査委員
学際領域：会計、監査論

はじめに

時価の算定に関する会計基準等によって財務諸表は、会計上の見積り測定値の認識を拡大させている。投資意思決定有用性を重視する財務諸表には、会計上の見積り測定値が重要となる一方で、そのような測定値は、経営者の裁量を多く含み不確実性が高く、重要な虚偽表示リスクも高い。実際に、2011年発覚のオリンパス不正会計では、会計上の見積り測定値を利用して、監査人による検出を困難にする不正スキームが構築されていた。会計基準が、会計上の見積り測定値として、財務諸表に経営者裁量の認識を許容する中で、そのような測定値の合理性を確保する仕組みが重要となっている。このため、オリンパス不正会計を受けて制定された監査における不正リスク対応基準では、監査人に、職業的懐疑心の強調や経営者の職務執行を監査する監査役（会）・監査委員（会）と連携することでそのような不正会計へ

対応することが定められた。しかしながら、2015年、東芝でも会計上の見積り測定値を利用した不正会計が発覚し、監査人は、その合理性の確保に結果的に失敗している。

本稿では、2011年発覚のオリンパス不正会計での国内三社の買収に関わる案件と、2015年発覚の東芝不正会計での米国連結子会社の工事契約に関わる案件を組上に載せて、経営者の裁量が比較的多く、不確実性の高い会計上の見積り測定値を用いた不正会計がどのように看過されてしまったのかを分析する。

2 研究背景と目的

2011年発覚のオリンパス不正会計と、2015年発覚の東芝の不正会計は、コーポレートガバナンス、金融行政、会計処理など様々な視点から検討されている。

会計上の見積りに対する監査手続との関わりからオリンパス不正会計と東芝不正会計とを検討した越智（2018）は、監査人は、経営者不正の疑念が生じたら監査の枠組みが規定する経営者の主張を裏付ける証拠集めに注力するのではなく、経営者の主張を反証する証拠がないかを積極的に検討する姿勢が重要であることを提言する（越智、2018、126頁）¹。最も、オリンパス監査人も東芝監査人も、経営者による不正の兆候を看取して、その是正を企業側に促している。しかしながら、加賀谷・鈴木（2012）が評価するように、オリンパスは国内三社の事業評価に外部専門家からの評価を受けており、監査人が制御することは困難であった（加賀谷・鈴木、2012、121-125頁）。他方、金融行政から多面的に監査人の対応を評価した渡辺（2013）は、オリンパスの経営者は、経営判断としての国内三社の買収評価額の合理性を担保するために、第三者専門家の活用をしてはいたが、法令や定款違反のある場合は経営判断の原則の適用は否定されることを監査人が経営者へ強く主張することができた（渡辺、2013、115頁）としており、その評価は異なる。

会計上の見積り測定値には経営者の裁量を多く含む為、監査役・監査委員によって、経営者裁量の妥当性が評価される建前となっている。この為、オリンパス監査人は、経営者裁量について強い権限を有する監査役に、何度もその対応を働きかけていた。オリンパスの監査役について、宮本（2013）は、その実効性を担保する上で重要となる経営者からの独立性の保持には構造上の問題があることを指摘する。組織において独立した存在として経営者の業務執行の監査（妥当性の評価）を役割とする監査役であるが、オリンパスの社外監査役は、当時の経営者から推薦されており、独立性や財務経理分野の専門的知識を有しておらず、これが不正会計を看過した原因の一つであったとする（宮本、2013、146頁）²。そして、機関設計に関係なく、独立性を確保する仕組みと監査実施者に十分な専門的知識が伴っていなければ制度の実効性は高まらないと結んでいる（宮本、2013、151頁）。

¹ この認識概念の説明は鳥羽（2000）190-201頁や鳥羽（2009）10-11頁に詳しい。

² 加賀谷・鈴木（2012）も、経営者に人事権・報酬の最終決定権が集中している、オリンパス監査役（会）が、この不正会計を制御することは困難であったとしている（加賀谷・鈴木、2012、121-125頁）。

大杉（2012）は、ガバナンスは監査の環境を規定するため、監査機能を監査役
の役職と結びつけることは、「監査を行う者の権限を制約し、ひいてはその権威を
弱くするものであり、実効的な監査にとってベストではない可能性がある（大杉、
2012、84－85頁）」とする。そして、非業務執行取締役に監査と監督の両方を行わ
せる機関設計は一つの有力な選択肢であるとした。しかしながら、2001年から経営
のチェック体制として、社外取締役をおき、2003年6月から、委員会等設置会社制
度³を採用してコーポレートガバナンスの先駆者とみなされていた東芝の不正会計
によって、機関設計による対応策の限界が露呈された⁴。これら先行するオリンパ
ス不正会計、東芝不正会計の事例分析では、監査役・監査委員には経営者からの独
立性や専門的知識の欠如が、監査人には職務権限の有無が議論されている。

オリンパスも東芝も、取締役の業務執行を監査する主体としては監査役と監査委
員会が、その結果が表示される財務諸表を監査する主体としては経営者から独立し
た会計専門家である監査人がそれらの職務を執行していた。このため本稿では、経
営者の裁量を多く含む重要な虚偽表示リスクも高い会計上の見積り測定値の合理性
を確保する仕組みとして⁵、経営者裁量の妥当性を評価する監査役・監査委員とそ
の結果である財務諸表に重要な虚偽表示がないかを監査目的とする監査人とが、そ
れぞれどのようにかわり対応をしていたのか、オリンパス不正会計では国内三社
の買収に関わる案件（以下、オリンパス事例）に、東芝不正会計では米国連結子会
社Westinghouse Electric Companyの工事契約案件（以下、東芝事例）⁶に限定して、
第三者委員会報告書⁷に基づいて検討をする。同質の監査対象を利用した2つの異
なる事例を組上に載せることで、それぞれの不正スキームや情報源の特徴を生かし、
オリンパス事例では特に監査役と監査人との関係性を、東芝事例では特に会計上
の見積り測定値の会計処理と監査人との関係性を考察する。また、これによって、不
正会計の事例研究で指摘される情報源の制約に対処する⁸。以下、オリンパス事例、
次に東芝事例の順にその事例の概要を述べた後、これに対する監査人・監査役・監
査委員の対応を検討する。

³ 現行は、指名委員会等設置会社と改称。

⁴ 経営者の職務執行を監督する機関の独立性が経営者不正に一定の抑止効果のあることが海外企業を対
象とした研究で実証されている（例：Beasley, 1996やAbbott, et al. 2004）。

⁵ 妥当性と合理性の評価は、監査理論上異なる概念である。本稿では、経営者による会計上の見積りが
監査役会・監査委員会によって妥当と認められた結果に、監査人に提案されているとの前提から、妥当性
を合理性の前提概念として用いる。

⁶ 本稿のように様々な要因が複雑に関わる異常な事象を研究対象とする時には事例研究が有効であると
されている（Cooper and Morgan, 2008, p.160）。

⁷ 企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインに基づいて作成された報告書であり、以下、調査報
告書とする。

⁸ 他国に比して、金融庁や日本公認会計士協会による情報開示があまり積極的ではないことから、情報
入手という観点から日本での事例研究には制約がある（福川、2012、11－12頁）。

3 オリンパス事例と東芝事例

3.1 オリンパス事例の概要

1990年代オリンパスは、金融資産の運用に失敗して、巨額の含み損を抱えていた。そこに、2000年4月から金融資産を時価評価する会計基準が適用されることとなり、オリンパスは、含み損の表面化を回避すべく、当時の総務・財務部長等を中心に、オリンパスとは無関係の、含み損のある金融商品を譲りうけるファンド（以下、受け皿投資ファンド）を設置し、これに含み損を抱える金融商品を移転するスキームを画策した。そして、受け皿投資ファンドが、含み損を抱える金融商品を買取る資金は、二つのルートでオリンパスがまかなった。第一ルートでは、オリンパスが直接出資を行い正規の事業投資ファンドを通じて資金を提供する方法と、第二ルートでは、海外銀行にオリンパスが担保を提供して融資してもらう方法である。そして、受け皿投資ファンドへ資金を流す過程で、いくつもの通過用ファンド（オリンパスが調達した資金を受け皿投資ファンドに流入するために利用するファンド）を仲介させる、複雑なスキームが構築されていた。

第一ルートでは、オリンパスが口座担保貸付けにより資金を調達したため、それを返済する必要と、第二ルートでは、事業投資ファンドへ出資した資金を回収する必要があった。そのため、企業買収を利用して損失を埋め合わせる不正な会計処理の一つとして国内三社の買収を利用する方法が策定された。

国内三社の買収には、事業投資ファンドが通過用ファンド等を介して安価に購入したベンチャー企業（以下、国内三社）をオリンパスが高額で買い取り、その資金を還流させて、損失処理に関与した事業投資ファンドや通過用ファンド等の債権債務を整理し、最終的にオリンパスが預金の払戻しや出資の償還を受けられるようにした。その際にオリンパスが余分に支払う金額は、のれんとして資産化した上で、その償却をすることで段階的に費用処理をして損失を解消する処理が行われた。

3.1.1 国内三社の株式取得に関わる対応¹⁰

オリンパス監査人は、2006年度と2007年度の中間監査概要報告書において、国内三社の株式取得時の評価額や、事業計画が極めて楽観的な計画に基づいている上、事業投資ファンド側での財務内容の検討や投資評価のプロセスに問題があることをオリンパスに指摘した。また、国内三社には減損処理の計上を検討するよう記載していた。そして、監査人はリスク・アプローチ手法¹¹で対応しているが、監査上も時間がかかるために監査役の監査の視点に加えてもらいたいと監査役会へ述べていた。この要請を受けていた監査役会は：

- 国内三社の子会社化の議案が、取締役会決議で可決されたにも関わらず、意義や再調査を要求していない。

⁹ 調査報告書（2011）114頁。

¹⁰ 本節の内容は、調査報告書（2012）48～55頁を参照。

¹¹ 重要な虚偽表示リスクの高い項目に重点的に監査資源を投下する監査アプローチをいう。

- 上述の取締役会終了後、「これまでもいくつか案件があったが、分析がなかったのではないか。」「リスクを開示していないように見える。リスクを含めて議論すべき。」等の議論を行ってはいるが、当該議論を踏まえて改めて取締役会の開催を求める、再調査を行う、あるいは本件取得行為の差止請求を検討するまでには至っていない。
- 監査人の指摘を受けたあとも、株式取得の必要性、事業計画の適切性、株式取得価額の妥当性等の検証はおこなっていない。

3.1.2 国内三社の会計処理に関わる対応¹²

2009年の3月期決算にあたり、監査人は、監査役に対して、国内三社の買取価格が極めて高額で、問題があると認識しているが、経営陣が適切な減損処理を行おうとしないため、経済的合理性の観点から納得のいく調整がつかなければ監査人を降りるか、意見不表明とするか、場合によっては金融商品取引法193条の3¹³に基づき、監査役に対して是正措置を求め、内閣総理大臣にその旨を申しでる可能性があることを告げた。その上で、監査役会に対して、後日、国内三社の取得価格の妥当性に関する検討を指摘し、適切な業務監査権限の行使を書面で促した。これに対して監査役会は、

- 取締役から紹介を受けた弁護士や公認会計士からなる委員会（以下、2009年委員会）を組織し、国内三社の株式取得について、取締役による違法もしくは不正の有無並びに取締役の経営判断に誤りがないか否かの調査を依頼した。

2009年委員会は、オリンパスから提示された事実及び資料等について独自の調査、事実確認等を実施していないこと、調査期間や調査対象の範囲が限定されていることを留保事項とした上で、「取締役の善管注意義務違反があると評価する事情は認識できなかった」旨の報告書を監査役会へ提出した¹⁴。これを受けた監査役会は、

- 2009年委員会の内容を慎重に確認および審議を行った結果、監査役会としても、取引自体に違法・不正は認められず、取締役の善管注意義務違反および手続的瑕疵は認められないとの「監査役会報告書」を監査人に提出した。

これを受けて、監査人は、2009年5月、2009年委員会の委員と監査役と面談し、国内三社に関し、国内三社の買取に当たって、価値評価を行った第三者の会計士が国内三社の事業計画を評価していないこと等を認識していたか否かを確認した¹⁵。その上で、「監査役会報告書」を修正する意向はないか質問、検討を要請したが、彼らはこの要請に応じなかった。そして、当該監査役は、

¹² 別途の脚注を付した箇所以外は、調査報告書（2012）133-136頁を参照。

¹³ 金融商品取引法に定められている、監査人による不正通報制度の一つである。

¹⁴ 調査報告書（2012）75頁を参照。

¹⁵ 補足すると、価値評価を行った公認会計士の事務所には、公認会計士法第26条に規定する信用失墜行為の禁止に違反したとして、業務停止3ヶ月の行政処分が下されている。

- 「監査人に、2009年委員会は報告書の修正はしない旨を述べた¹⁶」との面談の内容を監査役会に報告した。
- 監査役会は、面談結果の報告を受けて、特に監査役会として追加の調査は行わなかった¹⁷。

結果的にオリンパスは、2009年3月期に国内三社ののれんについて、損失の一部の減損処理を行った¹⁸。これを受けて監査人は、2009年3月期に無限定適正意見を表明した。

3.1.3 深層化での措置

監査人は、国内三社の案件について、買収時から監査役会へ買収評価額の妥当性を検討するよう積極的に働きかけていた。そして、監査人は、監査役会からの対応に疑義が残ったことから、外部の弁護士にセカンド・オピニオンを依頼している¹⁹。最終的に、監査意見を表明しないまでの理由が立証できないことから意見を表明しない場合は会社・株主から訴訟が提起されるリスクがあること、また金融商品取引法193条3の義務はないとの弁護士の意見を受けた結果に無限定適正意見を表明している。

監査役会は、監査人の要請を受けて、国内三社の案件の実情を把握する必要性を認識したが、オリンパスが外部会計士から受領していた国内三社の株式購入時の「株主価値算定書」は、取締役会に提出されておらず、監査役も確認していない。そして、監査人の要請に対して監査役会は、自らの専門知識の不足を補うために、第三者専門家へ調査を依頼している。しかしながら、この時、監査役会は、経営者の関与が疑われる調査案件でありながら、第三者専門家の紹介を取締役から受けていたことに加えて、監査人とのやりとりを行っていた監査役が不正に関与していた。

3.2 東芝事例の概要²⁰

東芝は、2006年頃から、半導体と原子力発電事業の2つの事業に集中投資していた。2006年、約6000億円を投じて、米国Westinghouse Electric Company（以下、WEC²¹）を買収し、2015年までに、39基の原発受注を予想していた。しかし、2008年のリーマン・ショックで半導体価格の急落と、2011年の東日本大地震により原発の新設が頭打ちとなり、業績が悪化していた。

WECは、2007年から2009年にかけて、納期は2013年から2019年度の原子力新規プランと建設等を受注していた。その後、東芝は、WECから、それらの建設にあ

¹⁶ 調査報告書（2012）76頁を参照。

¹⁷ 調査報告書（2012）76頁を参照。

¹⁸ 調査報告書（2012）10－11頁を参照。

¹⁹ 調査報告書（2012）136頁を参照。

²⁰ 本節の内容は、越智（2018）、樋口（2017）、調査報告書（2015）11－12頁を参照。

²¹ WECは、原子力発電機器、原子燃料の設計、製造、保守を主要な事業とする。米国ペンシルバニア州に本店を置く、米国法上のLimited Liability Companyである。WECは、東芝が議決権の87%を有する東芝原子力エナジーホールディングス（米社）が持分の全部を実質的に所有する、東芝の連結子会社である（調査報告書、2015、27頁を参照）。

たって見積工事原価総額の増加が予想され、2013年度第2四半期及び、第3四半期に、それぞれ3億8600万米ドルと4億100万米ドルの追加認識リスクのあることが報告された。東芝は、東芝で評価した結果として、それぞれ、6900万米ドルと2億9300万米ドルのみを認識した。そして、東芝は、WECにも、東芝の工事原価総額見積値に調整するよう要請したが、WECはそれを受入れなかった。結果、東芝は2013年度第4四半期に、WECの見積工事原価総額である、4億100万米ドルを認識した。

東芝はWECの案件に、工事進行基準は「原価比例法」を採用していた。原価比例法では、決算日までに実際に発生した原価から、工事契約の見積工事原価総額を除いて決算日までの発生原価を計算する。また、上記の案件では、工事による原価が収益を上回ることが確定しており、そのような場合には、工事原価が収益を上回る事実が判明した時点で、原価が収益を超過する損失部分に対する受注工事損失引当金の計上をしなければならない規定となっていたが、そのような処理は行われていなかった。

3.2.1 WECの見積工事原価総額に関わる処理

2013年10月、WECの監査人を務めるErnst & Young LLP（以下、EY）から、見積工事原価総額が3億8500万米ドル（損益影響額▲2億7600万米ドル）になることが算出され、WECはこれを最善の見積りとして認識した。同月、東芝へも見積工事原価総額の増額が報告された。その後、WECから東芝へ2013年度第3四半期には、損益影響額▲4億万米ドルになることが報告されていた。しかし、東芝の経営者は、2013年度第3四半期でのWECの見積工事原価総額の採用を認めないとした上に、WECに見積工事原価総額の増加見積値の削減を求めた。しかしWECとEYは、その要請を受入れなかった。これに対して監査人は、

- 見積工事原価総額の増加認識が必要であると判断した。そのため、第2四半期のレビューで、当該見積の増加による差額分の損益への影響額▲1億1400万米ドルが未修正の虚偽表示として存在することを「レビュー差異」として監査委員会説明資料に明示した。
- 東芝の見積工事原価総額の増加見積額とWEC側の見積工事原価総額の増加分の差額修正分について、両者で合意に至る必要性を東芝に指摘した。差額修正の合意が出来ない場合は、2013年度の第3四半期の決算で損益認識することを要請したが東芝は応じなかった²²。

2014年1月、WECは、第3四半期の損益影響額を▲4億米ドルと東芝へ報告をした。後日、監査人からの要請があるにも関わらず、東芝は新たな追加、損益影響額についてWECと協議をすることもなく、損益影響額を▲7500万米ドルと見積りこれを監査人に提案した²³。これに対して監査人は、

²² 調査報告書（2015）87頁を参照。

- WECから報告を受けた損益影響額を計上すべきと東芝に説明した。

2014年1月末、WECは、最終的に第3四半期の損益影響額を▲3億3200万米ドルであるとの評価結果を東芝へ報告をした。これを受けた東芝は、根拠となる明細のないままに第3四半期の損益影響額を▲2億2500万米ドルに変更して、監査人と協議をした²⁴。これに対して監査人は、

- 2013年度第3四半期に関して、見積工事原価総額の増加分の損益への影響額▲1億700万米ドルが未修正の虚偽表示として存在することを監査委員会説明資料に明示した。

その後、2014年3月、WECが、顧客の都合による工事中止に関して費用請求訴訟を提起し、これにともなってWECの案件の各プロジェクト間の費用分担が変更され、見積工事原価総額及び費用認識額が減少し、1億米ドル強の損益改善が見込まれることとなったとした²⁵。これを理由に東芝は、監査人から指摘されている未修正の虚偽表示額の修正を行わなかった。これら一連のやりとりについて監査委員会は、

- 当該案件について引当金の計上等の会計処理が必要となることを裏付ける事実を認識しているにも関わらず、監査委員会においての審議や業務執行者に問題点を指摘する等を行っていない²⁶。

3.2.2 深層化での措置

監査人は、原子力プラン等の建設事業の外的環境変化を周知している以上、工事事業案件の固有リスクが高いことは知り得た。しかしながら、工事進行基準による会計処理では、工事内容に精通した社内データに基づく見積りが会計処理の基礎となる。このため、外部の監査人がその見積りの合理性を独自評価することは極めて困難である。監査人の目的は、財務諸表に重要な虚偽の表示がないことに関する合理的な保証を得ることであるため、監査の過程で未修正の虚偽表示が発見されても、重要性がなければ、必ずしも財務諸表の修正を強要する必要はない。この重要性の判断は監査人が行うものであり、その数値が明らかになることはないが、東芝はその数値を逆算して監査人に損益影響額を提案していた²⁷。

東芝では、常勤監査委員の設置義務はないが、機関設計上これを拒むものでもない。このため、東芝では、不正に関与していた前財務最高責任者が、監査委員となり、監査委員会の議長を務めていた。経営者による不正会計では、財務責任者の加

²³ 調査報告書（2015）89頁を参照。

²⁴ 調査報告書（2015）90頁を参照。

²⁵ 調査報告書（2015）91頁を参照。樋口（2017）は、この案件を多面的に検討した結果、損益改善が実現していないことなどを理由に、2013年度の損失計上を回避するための虚偽説明であった可能性が強いとしている（樋口、2017、222-223頁）

²⁶ 調査報告書（2015）69頁を参照。

²⁷ 石川（2018）114頁を参照。

担可能性は必然的に高い。調査報告書から東芝監査委員の職務執行状況の詳細を知ることにはできないが、他の案件では、監査委員が不正の疑義を感知し、監査委員会の議題とすることを監査委員会の議長に要求をしていた。しかしながら、議長が不正に関与していたこともあつたか議題とされなかった²⁸。これらから、東芝では組織監査を前提とする監査委員会制度を採用しながらも、個々の監査委員の提案が確実に監査委員会の議案となるルートの確保が欠如していたことが伺える。

4 会計上の見積り測定値の合理性を確保する仕組み

4.1 会計上の見積りの監査

会計上の見積りの監査では、重要な虚偽表示リスクを生じさせているリスクを「見積りの不確実性」として定義し²⁹、これを軸に会計上の見積り測定値について、(一)発生事象による証拠力の評価、(二)測定方法の適切性と過程の合理性の評価、(三)内部統制の運用評価、または(四)監査人の測定値または区間推定の設定による経営者による見積額の評価から少なくとも一つの監査手続の実施を定めている³⁰。会計上の見積り測定値を監査対象とした場合、監査人は、区間推定の設定による測定値の独立的评价あるいは測定値に至るプロセスの矛盾の無さを確かめることが規定されている。

オリンパス事例では、国内三社の買収価格が、企業から独立した専門家による「株主価値算定書」によってその見積り測定値の根拠が示されていた。これに対して監査人が、証拠を持って第三者の株主価値評価額を覆すことは困難である。他方、東芝ではWEHやEYによる見積工事原価総額が示されており、オリンパス事例に比して、企業側にその修正を強く主張できる状況にあった。将来予測に基づく見積り測定値に対する監査手続には、監査人による経営者の見積りプロセスの評価もしくは測定値が許容範囲内にあるか否かの検証をすることが定められている³¹。このため、東芝事例の結果から想定できる監査手続としては、一般に定式化されたモデルの下で、一般に広く認知された数理的枠組にそって変数やデータの選択が行われているか、同一の会計方法を用いて再計算すれば同一の測定値となるか等を監査人の区間推定によってプロセスの合理性を立証する監査手続が実施³²されたと推察する。しかしながら、この区間推定の区間を意味のある幅まで狭めることは容易ではない³³。基本的に会計上の見積り監査は、適切な見積りを確保するための社内プロセスと内

²⁸ パソコン事業案件の会計処理について、不適切なものがふくまれていないかどうか精査し、法律及び会計の専門家の意見を徴収したうえで、第3四半期の会計処理として問題の無いことを確認するよう一人の監査委員が、不正に加担していた監査委員会議長に申し出ていたが議題とされなかった（調査報告書、2015、82-86頁）。

²⁹ 奥西（2010）を参照。

³⁰ 監査基準委員会報告書540「会計上の見積りの監査」、第9項、第12項、第13項。

³¹ 監査理論上、会計上の見積りの合理性に対する監査手続は十分性にも課題があるとの見解もある（内藤、2016、58頁）。

³² 内藤（2008）51頁を参照。

³³ 内藤（2008）51頁を参照。

部統制が有効に機能していることを前提とする。このため、経営トップや組織の不当な関与により内部統制が有効に機能しない状況下では、監査人が事実の隠蔽や事実と異なるストーリーの組み立てに対して、それをくつがえすような強力な証拠を入手することは極めて困難となっていたことが推測される³⁴。

オリンパス事例でも東芝事例でも、監査人の疑義が生じた事象の検討要請に対して、監査人からの修正要請を一部聞き入れる形で、前者では、第三者専門家への価値評価の依頼という対応が、後者では、損益影響額の一部認識という対応が行われた。これによって、監査人はその後、強固な姿勢を取れなかった〔取らなかった〕ことで不正を看過する結果となっていた。

4.2 監査役〔会〕監査委員〔会〕の職務権限³⁵

監査役・監査委員会は、取締役の職務の執行を監査する³⁶。そして、この権限を行使するために、監査役・監査委員会は、(一)取締役に対する事業報告を求め、業務および財産の状況を調査する権限を有しており、(二)必要があると認める時は、取締役会に出席して意見を述べなければならない³⁷。そして、(三)取締役が不正な行為をする、または、するおそれがあると認められる場合は、その旨を取締役に報告しなければならないことに加えて、当該行為の影響度を鑑みて、取締役に当該行為の差し止めを請求する権限を有している³⁸。また、監査役と監査委員では、制度上次のような権限の相違がある。監査委員は取締役であり、監査役と比して取締役会における議決権がある。監査委員会は、組織監査が想定されるが、監査役には独任権がある³⁹。また、監査委員会には常勤監査委員の設置義務はないが、これを妨げるものでもない⁴⁰。

経営者裁量を多く含む会計上の見積り測定値の妥当性を検証するためには、経営判断のリスク要因の識別、それに必要な情報収集とその理解及び企業固有の会計処理の理解を必要とする。このため、企業財務経験者を監査役や監査委員に昇進させる体制は積極的に評価できる。しかしながら、オリンパス事例でも東芝事例でも、不正会計に加担していた財務経理担当者が監査役・監査委員に就任していた。そして、彼らが監査人からの要請に対応していた。このため、これらの事例を分析した結果、先行研究同様に、監査役、監査委員の独立性の欠如が不正を看過する原因となったことが伺えた。

³⁴ 調査報告書（2015）69～70頁を参照。

³⁵ 不正発覚当時の規定である。

³⁶ 会社法：381条1項・404条～407条。

³⁷ 順に、会社法：381条2項・405条、383条1項。

³⁸ 順に、会社法：382条・383条、385条1項・407条。

³⁹ 順に、会社法：362条2項、384条・389条。

⁴⁰ 会社法：390条3項。

5 結論

本稿では、2011年発覚、オリンパスの国内三社の買収に関わる案件と、2015年発覚東芝の米国連結子会社WECの工事契約案件を俎上に載せて、監査人と監査役、監査委員がそれぞれどのようにして会計上の見積り測定値の合理性の確保に失敗したのか、当時の状況を把握した上で、深層化において取られていた措置も踏まえて検討をした。

検討の結果、監査人は、会計上の見積り測定値を用いた重要な虚偽表示の可能性の是正を経営者に要求できたとしても、これを監査人が満足のいく近似値まで修正を追求し続けることは訴訟リスクやその職務を鑑みても望めなかった。このため、オリンパス事例では、監査役会に対応を要請する。そして、監査役会は、自らの専門能力の欠如から、第三者専門家にその評価を要請する。しかしながら、経営者不正が疑われる案件であるにも関わらず、監査役会は、その専門家の紹介を経営者から受けていた。オリンパス事例では、監査人も監査役会も、結果的に不正会計を看過してしまうが、会計上の見積り測定値という不確実性の高い会計処理の案件に対して、第三者専門家に調査を依頼している。追加コストを伴うこのような対応の実施を可能としていたオリンパスの体制は積極的に評価できる。他方、東芝事例では、監査人は、会計上の見積り測定値の修正を経営者に納得してもらうにたる証拠の形成が可能であった。しかしながら、監査人の見積り区間推定の範囲内での修正を経営者が行ったことから、その後の修正要求を困難とした可能性が伺えた。結論として、重要な虚偽表示への修正要求が一部行われた結果、オリンパス監査人と東芝監査人は、無限定適正意見を表明することで不正を看過してしまったことが明らかとなった。

オリンパス事例と東芝事例では、財務経理経験者が監査役、監査委員に昇進するとともに、不正に関与していた。加えて、監査人や、第三者専門家への対応を彼らを取り仕切っていたことが、オリンパス事例と東芝事例での不正を看過してしまった一つの要因であった。確かに、企業固有の財務知識を有する監査役、監査委員がいたことがかえって監査人への対応策として作用するとともに、不正を看過することになったことは否めない。しかしながら、積極的に評価すると、財務経験からの昇進者であれば、会計上の見積り測定値のように企業固有かつ高度な専門知識を必要とする会計上の見積り測定値でも理解が可能であることの証左ともなる。

本事例において不正が看過されてしまった経緯の分析結果から、不正会計の疑義が生じた場合の調査には、経営者の関与を排除する情報収集経路とそれに必要な経済的権限の付与と、監査役会・監査委員会に提案される議案が必ず議題とされる情報経路を確保することが重要であるとともに、監査人による会計上の見積り測定値（区間推定）を確固たる監査証拠として経営者に打診できる態勢と情報の機密性がその合理性を確保する仕組みとしては不可欠であったことが明らかとなった。

主要参考文献

- Abbott, L.J., Parker, S. and Peters, G.F. (2004). "Audit Committee Characteristics and Restatements," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.23, No.1, pp.69-87.
- Asian Corporate Governance Association (2013). "The Roles and Functions of Kansayaku Boards Compared to Audit Committees," *ACGA Paper on Kansayaku and Audit Committee*. (Referenced from <http://bdti.mastertree.jp/f/o53butw7>)
- Beasley, M.S. (1996). "An Empirical Analysis of the Relation between Board of Director Composition and Financial Statement Fraud," *The Accounting Review*, Vol.71, No.4, pp.443-465.
- Bruce, E. A. (2012). "The Olympus Scandal and Corporate Governance Reform: Can Japan Find a Middle Ground between the Board Monitoring Model and Management Model?," *UCLA Pacific Basin Law Journal*, Vol.30, No.1, pp.93-148.
- Carcello, J.V., Hermanson, D.R. and Ye, Z. (2011). "Corporate Governance Research in Accounting and Auditing: Insights, Practice Implications, and Future Research Directions," *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, Vol.30, No.3, pp.1-31.
- Carcello, J.V., Neal, T.L., Palmrose, Z. and Scholz, S. (2011). "CEO Involvement in Selecting Board Members, Audit Committee Effectiveness, and Restatements," *Contemporary Accounting Research*, Vol.28, No.2, pp.396-430.
- Cooper, D.J. and Morgan, W. (2008). "Case Study Research in Accounting," *Accounting Horizons*, Vol.22, No.2, pp.159-178.
- Corporate Governance Committee (1998). "Corporate Governance Principle: A Japanese View (Final Report)," *Corporate Governance Forum of Korea*. (Referenced from SSRN)
- DeZoort, F.T., Hermanson, D.R. and Houston, W.R. (2003). "Audit Committee Support for Auditors; the Effects of Materiality Justification and Accounting Precision," *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol.22, pp.175-199.
- European Commission (2014). *European Parliament Backs Commission Proposals on New Rules to Improve the Quality of Statutory Audit*, European Commission Statement: Brussels.
- Franklin, A. and Zhao, M. (2007). "The Corporate Governance Model of Japan: Shareholders are not Rules." (Referenced from finance.wharton.upenn.edu.)
- Krishnan J., Wen, Y. and Zhao, W. (2011). "Legal Expertise on Corporate Audit Committees and Financial Reporting Quality," *The Accounting Review*, Vol.86, No.6, pp.2099-2130.
- National Commission on Fraudulent Financial Reporting (1987). *Report of the National Commission on Fraudulent Financial Reporting*, Washington D.C: Government Printing Office.
- Walker, R.G. (2004). "Gaps in Guidelines on Audit Committees," *ABACUS*, Vol.40, No.2, pp.157-192.
- 石川信行 (2018) 「工事契約会計：課徴金処分事例からみた会計不正事例」、日本監査研究学会リサーチ・シリーズXVI吉見宏編著『会計不正事例と監査』同文館、6章、103-115頁。
- 井上泉 (2013) 「オリンパス事件における統制環境の崩壊」『日本経営倫理学会誌』第20号、227-239頁。
- 井端和男 (2016) 「東芝会計不正事件の概要と問題点：増大したリスクに対する警鐘」『会計』第189巻第5号、536-547頁。
- 大杉謙一 (2012) 「監査役役割と責任：オリンパス事例を題材に」『企業会計』第64巻第5号、80-85頁。
- 奥西康宏 (2010) 「ISA540における「見積りの不確実性」の内容と役割に関する分析」『現代監査』第20巻、79-88頁。
- 越智信仁 (2016) 「公正価値等監査における監査人のアカウントビリティ：近年の不正会計事例を踏まえて」『尚美学園大学総合政策論集』第22巻、43-56頁。
- 越智信仁 (2018) 「会計上の見積りの監査と監査人の説明責任：事例オリンパス」、日本監査研究学会リサーチ・シリーズXVI吉見宏編著『会計不正事例と監査』同文館、7章、117-138頁。
- オリンパス第三者委員会 (2011) 「調査報告書」(12月6日)。
- オリンパス監査役等責任調査委員会 (2012) 「調査報告書」(1月16日)。
- 加賀谷哲之・鈴木智大 (2012) 「オリンパス企業不祥事の誘因とガバナンス不全のメカニズム」『一橋ビジネスレビュー』SUM、108-125頁。

- 亀岡恵理子（2019）「平成の大型不正会計事件史：カネボウ事件、オリンパス事件、東芝事件」『企業会計』第71巻第5号、44-49頁。
- 鈴木和仁（2019）「企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等の概要」『企業会計』第71巻第10号、16-24頁。
- 東芝第三者委員会（2015）「調査報告書」（7月20日）
- 鳥羽至英（2000）『財務諸表監査の基礎理論』国元書房。
- 鳥羽至英（2009）『財務諸表監査理論と制度：基礎篇』国元書房。
- 鳥羽至英・秋月信二・永見尊・福川裕徳（2015）『財務諸表監査』国元書房。
- 樋口晴彦（2017）『東芝不正会計事件の研究：不正を正当化する心理と組織』白桃書房。
- 福川裕徳（2012）『監査判断の実証分析』国元書房。
- 内藤文雄（2008）「利益情報の質的变化に対応した監査保証の研究課題」『会計』第173巻第3号、41-62頁。
- 内藤文雄（2016）「会計処理のフレキシビリティと監査判断の限界：T社のケースをめぐる制度問題」『会計』第189巻第5号、56-69頁。
- 松本祥尚（2011）「職業的懐疑心の発現とその規制」『会計』第179巻第3号、1-15頁。
- 宮本京子（2013）「オリンパス事件からみる企業統治のあり方」『関西大学商学論集』第58巻第1号、139-151頁。
- 渡辺樹一（2013）「オリンパス事例から学ぶコーポレートガバナンスの教訓と論点（前編）」『Business Law Journal』第4巻、110-117頁。
- （付記）本研究は、JSPS科研費19K13859の成果の一部である。

執筆者紹介

篠藤涼子（しのとう りょうこ）麗澤大学経済学部経営学科准教授。専攻は会計監査論。平成24年北海道大学大学院経済学研究科現代経済経営専攻博士課程修了、博士（経営学）。